

定額減税補足給付金(不足額給付)のお知らせ

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したことにより、本来給付すべき所要額と、実際に給付された額との間で不足額が生じた方に対して、その不足額を支給します。

■支給対象者：令和7年1月1日時点で、小坂町に住民登録があり、次の【不足額給付1】または【不足額給付2】に該当する方

【不足額給付1】

(1) 支給のお知らせが届いた方

⇒「支給のお知らせ」が6月下旬までに届いた方は、記載内容を確認し、記載内容に変更がない場合は、手続きは不要です。

(2) 令和6年1月2日以降に小坂町に転入し、令和7年1月1日時点で小坂町に住民登録があり、不足額支給の対象となる方

⇒「申請書」の提出が必要となりますが、給付状況を確認し、給付対象の有無が確定されます。対象と思われる方は下記まで早めに連絡してください。

(3) 令和7年1月2日以降に小坂町に転入した方で、不足額支給の対象となる方

⇒令和7年1月1日時点の住民登録地での手続きが必要となります。

【不足額給付2】

次の要件をすべて満たす方

- ・令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(≡本人として定額減税対象外)
- ・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者(白色)の方、合計所得金額48万円超の方(≡扶養親族等としても定額減税対象外)
- ・低所得世帯向け給付(令和5年度非課税給付等、令和6年度非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない。

■手続き方法

7月中旬までに、対象者と見込まれる方に「申請書」を送付します。必要事項を記入のうえ、必要な書類を添えて、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

■提出期限 **8月20日(水)** 消印有効

※提出期限までに提出されない場合、本給付金を辞退したとみなしますので、ご了承ください。

■お問い合わせ先 総務課企画財政班 (TEL29-3907)

令和7年度 高齢者世帯水道無料訪問相談のご案内

台所や浴室など水回りの不具合等を無料で点検します。ご希望の方は、**担当事業所まで直接お電話ください。**

◆対象：高齢者世帯(70歳以上の方のみがお住まいの世帯)※町営住宅を除く

◆電話受付：6月20日(金)まで9時～16時 ◆訪問期間：6月23日(月)～27日(金)

※訪問日の日時指定はできませんが、なるべくご希望に沿うよう調整しますので、各担当事業者へご相談ください。

町内名	担当事業者名	電話番号
野口・濁川・余路米・砂子沢・矢柄平・細越・上小坂・中小坂・下小坂	(株)巽工業所	29-2270
岩沢・大生手・銀山町・尾樽部・成森・藤倉団地・川通り	(株)イトウ建材店	29-3166
新花町・さくらんぼ・永楽町・一本杉・花園町・向陽・西渡ノ羽・東渡ノ羽・螢	熊谷施設工業(株)	29-5837
若葉町・栄町・古苦竹・細前田・山手・寺の沢	(有)小坂水道	29-3495
鳥越・長沢・北あけぼの・南あけぼの・休平・大川岱	大館桂工業(株)	29-3421
上川原・藤原・鴫・万谷(上)・万谷(下)・荒川・大地・牛馬長根・子坂・赤坂・北つつじ平・南つつじ平・道作・狐崎	ハタリキ(株)	29-2348